

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	9-1	担当課	長寿介護課
法令名	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	根拠条項	3-7	許認可等の内容	戦没者等の妻に対する特別給付金を受ける権利の裁定	
法令の定め（許認可等要件）						
○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第3条第7項 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて都道府県知事が行う。						
受給要件 (法第2条)						
・ 昭和12年7月7日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であったことにより、一定の日において法第2条の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者						
一 死亡した者が、恩給法の一部を改正する法律（昭和21年法律第31号）による改正前の恩給法（大正12年法律第48号）第19条に規定する軍人、準軍人その他もとの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者（戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件（明治38年勅令第43号）に規定する文官を含む。）であったことにより支給される恩給法第75条第1項第2号に規定する扶助料						
二 恩給法の一部を改正する法律（昭和38年法律第155号。以下「法律第155号」という。）附則第29条の2の規定の適用により支給される恩給法第75条第1項第2号に規定する扶助料、法律第155号附則第35条の3に規定する扶助料、恩給法の一部を改正する法律（昭和29年法律第200号）附則第4項に規定する扶助料又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和31年法律第177号）第3条第2項に規定する扶助料						
三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）第23条第1項第1号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和28年法律第181号）附則第20項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和30年法律第144号）附則第11項の規定により支給される遺族年金						
四 遺族援護法第23条第2項第1号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金						
五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律第256号）第3条の規定により承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの						
六 遺族援護法第2条第1項第2号に規定する軍属であつた者で同法第3条第1項第2号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡したものの遺族に対し、国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの						
(法第3条)						
・ 一定の日（基準日）において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者						
一 法第2条各号に掲げる給付						
二 遺族援護法第23条第1項第4号又は第5号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金						
三 遺族援護法第23条第2項第4号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金						
四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第7条の3の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの						
五 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和45年法律第27号）附則第5条第1項の規定により支給される遺族年金						
六 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和46年法律第51号）附則第7条第1項の規定により支給される遺族年金						